#### 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

首転車は、車道の左側を通ることが決まり ですが、子供(13歳未満)が自転車に乗る ときは、歩道を通ることができます。



車道を通るときは、左側を通ります。





●歩道は歩いている人が優 先です。歩道を通るときは車 道側に寄って通行し、歩いて いる人のぼう害になりそう なときは止まりましょう。



保護者の方へ

大人 (13歳以上) が自転車で歩道を通行 できるのは、道路標識や道路標示によっ て自転車が歩道を通行することができる 場合と、車道を通行することが危険でや むを得ない場合などです。



ただし、70歳以上の人と身体の不自由な人も、子供と同じよ うに歩道を通ることができます。(道路交通法第63条の4、道 路交通法施行令第26条、交通の方法に関する教則)



お酒を飲んで自転車を運転してはいけません。



## 夜間はライトを点灯



夜はライトをつ けましょう。

# 2

## 交差点では信号と一時停止 を守って、安全確認





●信号は必ず守りましょう。









「止まれ」の標識や、道路に「止まれ」と書いているときは、 がず止まって安全を確認しましょう。左右が見えにくい交 差点を通るときは、しっかり左右の安全を確認しましょう。

# 5

# ヘルメットを着用



首転車に乗るとき は、ヘルメットをか ぶりましょう。

#### 保護者の方へ

子どもを自転車に同乗させるときや子供が自転車を運転すると きは、子どもに乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければ なりません。(道路交通法第63条の11)





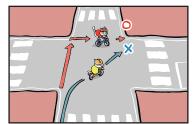
# 交差点や横断歩道での注意

## ! 交差点を右に曲がるとき

首転単は、交差点をななめにわたることは できません。道路の左側に寄って交差点の 向こう側まで真っすぐに進み、安全を確認 して直角に曲がります。

## [交差点をわたるとき]

筆の運転手さんが気づいていないこともあ りますので、運転手さんが首分に気づいて いるか確認してからわたりましょう。





## ! 横断歩道をわたるとき

- ●横断歩道に自転車のマークと線がある ときは、その中を通ってわたりましょう。
- ●横断歩道に首転車のマークと線がない ときは横断歩道を通れますが、歩いている 人のぼう<br />
  常になりそうなときは<br />
  自転車から おりて、自転車を押してわたりましょう。

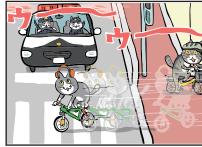




## そのほかに注意すること



<sup>かで</sup> 傘をさしたままや、物をもったまま 乗ってはいけません。



や音が聞こえないようにしてはいけません。



ブレーキがきかない自転車に乗っては いけません。

### 保護者の方へ

お子さんが乗る自転車を点検して、不良な部分がある 場合には、自転車販売店などで、整備をしましょう。 東京都では、自転車利用者の対人賠償保険等への加入 が義務となっています。

(東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例)





条例に関して詳しくは 東京都 自転車条例



# 自転車 安全利用 五則

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

> 車道が原則、ただし、以下の場合は 歩道を通行することができます

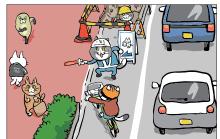


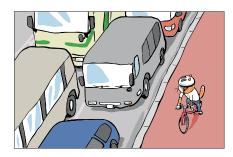
- 歩道に「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の歩道通行可」の標識、標示があるとき
- 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者や身体の不自由な人が普通自転車を運転しているとき
- 道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行することが困難な場合や、著しく自動車などの交通量が多く、かつ車道の幅が狭いなどのために追越しをしようとする自動車などとの接触事故の危険がある場合など、普通自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるとき「道路交通法第63条の4、道路交通法施行令第26条」

### 歩行者優先

「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の歩道通行可」の標識







### 左側を通行

道路 (車道) の中央から左側部分の左側端に寄って通行しなければなりません。

[道路交通法第17条]



#### **罰則 3ヶ月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金**

[道路交通法第18条1項]

自転車道がある場合は、工事などの場合を除き、自転車道を通行 しなければなりません。

「道路交通法第63条の3]



#### 罰則 2万円以下の罰金又は科料

### 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならず、歩行者の通行を妨げるときは、一時停止しなければなりません。 [道路交通法第63条の4]



罰則 2万円以下の罰金又は科料





## 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

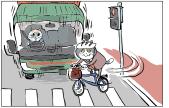
#### 信号遵守

対面する信号機に必ず従 わなければなりません。

(道路交通法第7条、道路交通 法施行令第2条)



3ヶ月以下の拘禁刑又 は5万円以下の罰金



#### -時停止

・時停止標識がある場所 では、必ず止まって安全確 認をしましょう。

(道路交通法第43条)



3ヶ月以下の拘禁刑又 は5万円以下の罰金



## 夜間はライトを点灯

夜間は必ず前照灯をつけましょう。

[道路交通法第52条、道路交通法施行令第18条、東京都道路交通規則第9条]



罰則 5万円以下の罰金



## 飲酒運転は禁止

酒気を帯びて自転車を運転してはいけません。 [道路交通法第65条]



5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金(酒酔い運転の場合) 3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金(酒気帯び運転の場合)



## ヘルメットを着用

- 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければなりません。 [道路交通法第63条の11第1項]
- 自転車の運転者は、幼児等を自転車に同乗させるときは、 乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。 [道路交通法第63条の11第2項]
- 児童等の保護者は、児童等が自転車を運転するとき は、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければ なりません。

[道路交通法第63条の11第3項]





## ルールを守って安全運転を 心掛けましょう!

#### しゃ断踏切立入り

踏切の遮断機が閉じよう としたり、警報機が警報し ている間は、踏切に入って はいけません。

[道路交通法第33条]



3ヶ月以下の拘禁刑又 は5万円以下の罰金



#### 携帯電話使用運転

自転車を運転しながら携 帯電話を手で持って通話 したり、メール等をしては いけません。

「道路交通法第71条第5号の5]



6ヶ月以下の拘禁刑又 罰則は10万円以下の罰金



#### イヤホーン等使用運転

イヤホーン等を使用して音楽を 聴くなど、運転上必要な周りの 音や声が聞こえない状態で自 転車を運転してはいけません。

[道路交通法第71条、東京都道 路交通規則第8条]



傘差し運転

傘を差す、物を持つなどの 行為で視野を妨げたり、安 定を失うような方法で自転 車を運転してはいけません。 [道路交通法第71条、東京都 道路交通規則第8条]



罰則 5万円以下の罰金



#### ブレーキ不良(備えていない)自転車運転

ブレーキは前車輪と後車 輪ともに備えていなけれ ばなりません。

[道路交通法第63条の9、道路 交通法施行規則第9条の3]





#### 並進走行

他の自転車と並んで通行 することはできません。

[道路交通法第19条]





## !! 子どもを自転車に同乗させる時は乗せ方のルールを守りましょう

#### 乗車人数

原則として運転者以外の人を乗せることができません。ただし、次の場合は幼児を同乗させることができます。 [道路交通法第57条、東京都道路交通規則第10条]

### 一般の自転車

16歳以上の運転者は、 幼児用座席を設けた自 転車に小学校就学の始 期に達するまでの者を 一人に限り乗車させる ことができます。

※運転者はさらに幼児(6歳 未満) 1人を子守バンド等 で背負って運転できます。



### 幼児2人同乗用自転車

16歳以上の運転者が、小学校就学の始 期に達するまでの者2人を乗せる場合 には、「幼児2人同乗用自転車」(運転者 のための乗車装置及び幼児用座席を設 けるために必要な特別の構造又は装置



を有する自転車)を使わなければなりません。「幼児2人同乗用自 転車」ではない自転車の前後には、幼児用座席を取り付けて乗車 させることはできません。

※座席に2人を同乗させた場合には、運転者は幼児を背負って運転すること はできません。

## 自転車の 交通 ルール

## B

## 交差点で右折するとき

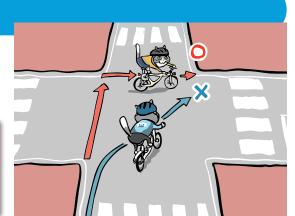
できるだけ道路の左端に寄って交差点の向こう側までまっすぐ進み、十分速度をおとして曲がらなければなりません。

[道路交通法第34条]

二段階右折

信号機のある交差点を右折する場合は、 青信号で交差点の向こう側までまっす

ぐ進み、その地点で止まって右に向きを変え、前方の信号が 青になってから進むようにしなければなりません。





## 道路の横断

#### 自転車横断帯

道路を横断しようとするときは、その付近に自転車横断帯がある場合は、それによって横断しなければなりません。交差点に自転車横断帯があるときは、この横断帯を進行しなければなりません。

[道路交通法第63条の6、第63条の7]



#### 横断歩道

### (自転車横断帯が設置されていない)

横断歩道は歩行者のための場所ですので、横断歩道上に歩行者がいないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合は、自転車に乗ったまま通行できますが、歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、自転車から降りて押して横断するようにしてください。

[交通の方法に関する教則]





## 自転車が従うべき信号

#### 信号機

信号は、対面する信号機に従わなければなりません。 [道路交通法第7条、道路交通法施行令第2条]

「歩行者・自転車専用」と表示されている歩行者用信号機がある場合は、車道を通行する自転車も歩行者 用信号機に従わなければなりません。

[道路交通法施行令第2条]



「歩行者・自転車専用」の表示がない場合 ※ただし、歩道を走っている場合は歩行者用 信号を見る。



「歩行者・自転車専用」と表示されている場合

## 自転車に乗るときは 必ずヘルメットを かぶりましょう









※写真は一例です。ヘルメットはメーカーにより種類・色・ 型・サイズが様々です。お近くの販売店でぜひお手にとっ て見てください。

#### 自転車用ヘルメットは、安全性を示す マークの付いたものを使いましょう!

<マークの例>



公益財団法人日本自転車競技連盟

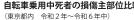




SGマーク

一般財団法人製品安全協会







ヘルメット着用状況別の致死率 (東京都内 令和2年~令和6年中



## 自転車利用者は、対人賠償保険等への加入が義務です

東京都では、自転車利用中の事故により、他人にケガをさせてしまった場 合などの損害を賠償できる保険等への加入が義務となっています。

※東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

条例に関して詳しくは

東京都 自転車条例

検索



## 自転車の走行位置を示す道路標示・マ





#### 「普通自転車専用通行帯」

設置されている場所は自転車専用通行帯を走行してください! 相互通行はできません。道路左側の設置部分を走りましょう!





#### 「自転車ナビマーク」

車道を通行する自転車は自転車ナビマークに沿って車道の左側を通行!逆行は×!



#### 「自転車ナビライン」

車道を通行する自転車は自転車ナビラインのある交差点では、自転車ナビライン に従って通行!右折する際は二段階で!



## 自転車運転者講習制度



#### 危険行為を繰り返す

3年以内に法律で定められた危険 行為(信号無視等の16類型)を2 回以上繰り返す。

#### 公安委員会からの受講命令

公安委員会から、該当者に対し、自 転車運転者講習を受けさせるための 受講命令書が交付される。

#### 自転車運転者講習の受講

自転車運転者講習の受講(3時間) 受講料金6,150円。命令に従わない 場合5万円以下の罰金